

○弘前地区環境整備事務組合請負工事検査
及び監督要綱

〔 昭和57年12月14日
訓 令 第 1 号 〕

改正 平成18年2月27日 訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前地区環境整備事務組合が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。
(工事の検査)

第2条 工事の検査に関する事項については、弘前市が発注する請負工事の検査に関する規程（平成18年弘前市訓令第22号）の規定による弘前市の検査の例による。
(工事の監督)

第3条 工事の監督に関する事項については、弘前市が発注する請負工事の監督に関する規程（平成18年弘前市訓令第23号）の規定による弘前市の監督の例による。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成18年2月27日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。